

平成21年度 市・県民税についてのお知らせ

平成21年度市・県民税については、給与からの天引きで納付される人には、5月13日（水）に「特別徴収税額の決定通知書」をお勤め先の各事業所あてに送付しました。また、個人で納付される人には、6月10日（水）に「納税通知書」を各個人に送付します。期限までに納付をお願いします。

◎市・県民税の住宅借入金等特別税額控除を申請された皆さまへ

給与天引きの人は、お勤め先から渡される「特別徴収税額の決定通知書」の「税額控除額」欄の中に控除額が含まれて記載されています。また、個人で納付される人は「納税通知書」の「住宅借入金等特別控除額」欄に記載されています。この控除は、所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けている人（平成11年～18年までに入居）で、所得税の税率改正により所得税の額から住宅借入金等特別税額控除額が控除しきれなくなる場合に、翌年度の市・県民税から減額するものです。

10月から 市・県民税の公的年金からの特別徴収 (天引き)が始まります

対象者

平成21年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、市・県民税の納税義務のある人です。ただし次の場合などには特別徴収の対象となりません。

- ・年間に受け取る老齢基礎年金等の額が18万円未満である場合
- ・公的年金からの特別徴収税額が、年間に受け取る老齢基礎年金などの額を超える場合

対象となる年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。

※障害年金や遺族年金は対象となりません。

詳しくは納税通知書に同封する案内文書を参照してください。



よくある質問

Q. 制度の開始によって、対象者が何か手続きをする必要はありますか？

A. 社会保険庁や給与の支払い先などへの連絡は市が行いますので、特に手続きをする必要はありません。

Q. 本人の意思で公的年金からの特別徴収を止めることはできますか？

A. 地方税法の規定によって、本人の意思での選択はできません。そのため、平成21年10月以降、公的年金に係る市・県民税を納付書や口座振替で納めることは原則できません。

Q. 私は、給与と公的年金の収入があります。これまで公的年金に係る市・県民税は、給与に係る市・県民税と合わせて、給与から特別徴収されてきました。今後も給与分に合わせて特別徴収することはできますか？

A. 公的年金に係る市・県民税を給与から特別徴収することはできなくなりました。このため、給与からは給与に係る市・県民税が、公的年金からは公的年金に係る市・県民税がそれぞれ特別徴収されることとなります。また、65歳未満などで年金は受給していても特別徴収の対象とならない人についても、給与分に公的年金に係る市・県民税を合わせて特別徴収することはできなくなりました。その場合、公的年金分の市・県民税は納付書で納めていただくこととなります。

問答先 税務課